

婦恋村農業委員会総会議事録(第11回)

- (1) 開催日時 令和3年5月10日(月)開会:午後1時45分閉会:午後2時37分
開催場所:婦恋村役場 2階会議室
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)
農業委員
1.千川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 なし
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案
第1号議案 あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第6号議案 その他
- (6)会議の概要
- 会長 みなさん改めましてこんにちは、5月に入り大分陽気も良くなりました。キャベツの作付けも大分忙しくなっている所ご苦労様です。いよいよ65歳以上のコロナワクチンの接種が5月12日から5月いっぱい予定されております。風邪など引かないよう健康に留意してください。それでは、婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第5番号委員佐藤光成委員、第6番号委員丸山成重委員にお願いいたします。
- 事務局 ただいまより婦恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。婦恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。会長よろしくお願いたします。
- 議長 それでは、農業委員会を開会します。
- 事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。
- 議長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題いたします。事務局より説明願います。
- 事務局 【議案第1号「あっせんの成立について2件、案件朗読後説明】

1 番号売買単価 1,100 円/m²あたり。2 番号売買単価 724 円/m²あたり。

議 長 第1号議案の1番号ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

12番委員 先程、事務局より説明がありましたとおりです。売買価格が若干高いですが、耕地条件も良く、良いほ場でありますので事務局・委員と相談し、当人同士も納得している事から良いのではないかという事になりました。よろしくをお願いします。

議 長 その他の委員の意見ありますか。無いようでしたらあっせんの成立に1番号については成立をしたと決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号あっせんの成立について 1 番号につきましては、成立をしたと決定いたします。続きまして、2 番号の関係ですが、どなたかの委員のご意見ございますか。

7 番委員 現地確認をし、あっせん委員会を行った結果特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 その他の委員の意見ありますか。無いようでしたらあっせんの成立に2番号については成立をしたと決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、2番号の関係ですが、成立をしたと決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】

1 番号 あっせんの成立による所有権移転

2 番号 あっせんの成立による所有権移転

3 番号 交換による所有権移転

4 番号 交換による所有権移転

議 長 1番号・2番号の関係ですが、あっせんの成立による所有権移転ですので許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 続きまして、3 番号・4 番号の関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

5番委員 3番と4番がそれぞれ交換という事であります。面積の差も差ほど無いし、かれこれ、30年以上前からお互いに交換して耕作していたとの事です。1人の所有者が高齢になってきたのでそろそろ交換をしておいた方が良いということで申請になりました。3番についてですが、お寺の裏、東側になります。4番は幼稚園の南側の高台になります。特段問題はないと思いますのでよろしく願います。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法3条の規定による許可申請について3番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。続きまして、4番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について3番号4番号について、許可するものとして決定します。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第4条の規程による許可申請について」】説明

1番号 山林用地(始末書添付案件)

2番号 一般宅地用地及び道路用地(始末書添付案件)

既に許可を得ている一般住宅用地の隣接地についての追加の転用申請
(追認案件)

3番号 農家住宅用地、倉庫用地及び宅地への進入路用地(始末書添付案件)

事務局 1番号につきまして、農地区分は2種農地になります。他法令との関係はなしです。始末書添付案件です。(資料に基づき説明)2番号につきましては、既に許可を得ている一般住宅用地の隣接農地への宅地及び進入路部分の追加の転用申請になります。農地区分は2種農地になります。3番号は、既存農家住宅及び進入路部分が農地であり、農地法の許可を得ていなかった事による追認案件です。農地区分は2種農地になります。その他は記載の通りです。

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

12番委員 4月26日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は村営の直売所の道の反対側です。クマザサが生い茂り大きい木がある場所です。現状何十年も前から耕作が出来ていない場所です。山林用地にする事はやむを得ないと思います。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして2番号の関係ですが、関係委員の意見を求めます。

4番委員 事務局の説明通りですが、転用許可後に建設しようとしたところ、当初の進入路が狭く、勾配もきつかったため勾配を緩やかにし、道路を広げたところ、宅地を西側にずらして建築せざるをえなくなりました。結果、追加で今回の申請をするということです。よろしくをお願いします。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について2番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請2番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして3番号の関係ですが、関係委員の意見を求めます。

10番委員 4月28日に地元委員と事務局7名で現地確認を行いました。場所は旧小学校の東側です。本日提出しております5条申請の提出にあたり調べたところ農地法の許可を得ていないことが判明しました。始末書も添付しておりますのでよろしくお願いします。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について3番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請3番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請について」】3件説明

1番号道路用地(2種農地)

2番号農家用住宅用地(2種農地)

3番号農家用住宅用地への進入路及び宅地増設(2種農地)

事務局 1番号近隣の共同墓地への進入路部分が狭いので進入路の幅員を広げるという申請内容です。、2番号ですが、農家住宅への転用申請になります。場所は__地区になります。農地区分は2種農地になります。他法令との関係なしです3番号ですが、農家住宅用地への進入路用地及び周辺宅地の増設になります。他法令との関係はなしです。農地区分は2種農地です。

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

12番委員 地域の共同墓地への進入路部分が狭く区としても普通車が入れるよう広げたいという事で申請に至りました。転用する面積はほとんど、畑の土手部分になり、耕作面積が極端に減るといふ事はなく、畑への影響はほとんどないと思います。よろしく願います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、2番号3番号は同じ場所ですので、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

10番委員 場所は旧小学校の東側です。申請地の道の反対側に申請者の実家があります。売買単価が少々高いですが、同地区では一等地にあたる場所であり、やむを得ないと思います。3番号は同じ場所です、既存住宅の進入路が狭いとの事で拡幅するということで問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について2番号3番号の関係については許可相当と意見を付して知事に

進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2番号3番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定します。続きまして、第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。設定する者は3名、設定を受ける土地計3筆、3,928㎡設定を受ける者2名、新規3件となります。公社が行う農地売買支援事業の所有権移転が3筆となります。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第5号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、第6号議案「その他」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第6号「その他」】

報告1 農地転用許可後の事業完了報告について 1件

報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件

報告3 制限除外の農地等の移動届出書 1件

報告4 農地一時転用許可期限延長願について 1件

議 長 第6号議案その他の報告をいただきました。

次回は、6月10日午後2時から大前活性化センターで行いますのでお間違えのないようお願いいたします。本日の協議事項は全て終了しました。その他ですが、この4月に新たにJA組合長に就任しました組合長に就任のご挨拶と農業情勢をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

2番委員 4月5日に新体制になり組合長に就任しました。組合員の皆様には大変お世話になります。また、定植状況ではありますが、例年より1週間ほど早く始まり、当初凍草が見られましたが被害はそれほど報告されておりませんので一応順調ということです。

コロナ禍の中販促が思うように動けていないですが、市場にも出かけたり、市場からも来村したりと、コロナ状況が許す中でお願いしていきたいと思います。また、スマート農業の関係ですが、田代地区で農家さん向けにドローン講習会を行う予定ですので興味のある方は申し出てください。

議長 皆様から何かございますか。無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 2 時 37 分閉会

議長

(西窪 充夫)

西窪 充夫

議事録署名人

第5番委員

(佐藤光成)

佐藤 光成

第6番委員

(丸山成重)

丸山 成重

